

新型コロナウイルス感染症対策資金・新型コロナウイルス感染症対策借換資金 Q & A

番号	質問	回答
1	新型コロナウイルス感染症対策資金以外の資金は借換対象になるか？	対象にはなりません。 今回の借換制度は「新型コロナウイルス感染症対策資金」のみ借り換えることが可能です。他の区制度融資の資金は借り換えできません。
2	セーフティネット4号または5号認定は再度取得する必要はあるか？	取得する必要があります。 その場合、既存の「新型コロナウイルス感染症対策資金」で4号認定を取得したのか5号認定を取得したのかご確認ください。今回4号が取得できても、既存融資が5号取得で申し込まれた場合、本借換資金の保証に使うことはできません。
3	借換の保証料についてはどう計算されるのか？	本借換資金は保証料の補助を行います。 ただし、既存の融資が繰り上げ償還扱いになり、保証協会から保証料の返戻が発生する場合、その差額分のみの支給となります。
4	限度額が2000万円に増額されたが、据え置き期間中でも追加融資は可能か？	可能です。 令和2年度は、据え置き期間が終了し、元金返済が始まらないと同資金枠内の追加融資の申し込みはできませんでした。借換についても、元金返済を6か月以上行っていることを条件としていました。 令和3年度より「新型コロナウイルス感染症対策資金」については、借換も含め据置期間中でも申し込み可能になります。
5	借換の追加融資（真水）の限度額は？	2000万円の限度額から残額を引いた額が追加融資可能額です。 (例) 既存のコロナ融資の残額が1000万円の場合 $2000万円 - 1000万円 = 1000万円$ (真水可能額)
6	借換の申し込みの際も融資に必要な書類一式は必要か？	借換の場合、借換依頼書も必要です。その他、融資に必要な書類一式も必要になります。
7	令和2年度以前の融資申込書を使用することはできるか？	可能です。 融資種類をコロナ融資かコロナ借換資金か分かるように余白に追記してください。
8	江東区の新型コロナウイルス感染症対策資金における消費貸借契約書の印紙税は非課税か？	非課税扱いとなります。 但し、5号認定の場合は、貸付金の据置期間が6か月以上であり、かつ、その償還期間が1年以上である場合に限りです。 その他、ご不明な点については最寄りの税務署にお問い合わせください。